

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（中央１圏域）仕様書

1 実施地区

中央１圏域（八橋（八橋字イサノを除く。）、高陽、山王、大町、旭北、および千秋（千秋久保田町を除く。））

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう

参加者の支援等を行うこと。

イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。

ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。

エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。

オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。

カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。

キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。
加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。

ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。

イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。

ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。

エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の１４日（３月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（中央２圏域）仕様書

1 実施地区

中央２圏域（旭南、川元、川尻、茨島、および卸町）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（中央３圏域）仕様書

1 実施地区

中央３圏域（泉および保戸野）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（中央４圏域）仕様書

1 実施地区

中央４圏域（中通、南通および檜山）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（東 1 圏域）仕様書

1 実施地区

東 1 圏域（手形、手形山、東通および千秋久保田町）

2 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、4 (2) 業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね 3 か月間で月 2 回・全 6 回を 1 クールとし、2 クール実施すること。ただし、2 つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ 1 回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね 90 分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

1 の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア 1 の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（東2圏域）仕様書

1 実施地区

東2圏域（旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、柳田、太平および下北手）

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、4(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね3か月間で月2回・全6回を1クールとし、2クール実施すること。ただし、2つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ 1回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね90分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

1の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア 1の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう

参加者の支援等を行うこと。

イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。

ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。

エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。

オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。

カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。

キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。
加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。

ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。

イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。

ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。

エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（東3圏域）仕様書

1 実施地区

東3圏域（広面、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台および蛇野）

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、4(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね3か月間で月2回・全6回を1クールとし、2クール実施すること。ただし、2つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ 1回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね90分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

1の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア 1の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（東4圏域）仕様書

1 実施地区

東4圏域（河辺）

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、4(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね3か月間で月2回・全6回を1クールとし、2クール実施すること。ただし、2つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ 1回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね90分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

1の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア 1の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（西 1 圏域）仕様書

1 実施地区

西 1 圏域（勝平および新屋（雄物川北側））

2 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、4 (2) 業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね 3 か月間で月 2 回・全 6 回を 1 クールとし、2 クール実施すること。ただし、2 つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ 1 回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね 90 分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

1 の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア 1 の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（西２圏域）仕様書

1 実施地区

西２圏域（新屋（雄物川南側）、浜田、下浜および豊岩）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（南１圏域）仕様書

1 実施地区

南１圏域（牛島、大住（大住南二・三丁目を除く。）、山手台、上北手および南ヶ丘）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう

参加者の支援等を行うこと。

イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。

ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。

エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。

オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。

カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。

キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。
加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。

ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。

イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。

ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。

エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（南２圏域）仕様書

1 実施地区

南２圏域（仁井田、御野場、四ツ小屋、御所野および大住南二・三丁目）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（南３圏域）仕様書

1 実施地区

南３圏域（雄和）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（北１圏域）仕様書

1 実施地区

北１圏域（寺内、土崎港南、将軍野南および八橋字イサノ）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（北２圏域）仕様書

1 実施地区

北２圏域（将軍野東、将軍野および外旭川）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（北３圏域）仕様書

1 実施地区

北３圏域（土崎港東、土崎港中央、土崎港西、土崎港相染町および土崎港古川町）

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

ア 健康教室

イ 転倒骨折予防教室

ウ 軽スポーツ教室

エ 教養講座

オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。

イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。

ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう

参加者の支援等を行うこと。

イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。

ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。

エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。

オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。

カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。

キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。
加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。

ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。

イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。

ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。

エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（北４圏域）仕様書

1 実施地区

北４圏域（土崎港北、港北および飯島（ＪＲ奥羽本線東側））

2 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、４(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね３か月間で月２回・全６回を１クールとし、２クール実施すること。ただし、２つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ １回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね９０分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

１の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア １の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう参加者の支援等を行うこと。

- イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。
- ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。
- エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。
- オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。
- カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。
- キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。
- ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

- ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。
- イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。
- ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。
- エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

- (ア) 本業務の実施状況に関する事項
- (イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項
- (ウ) 委託経費の収支状況等
- (エ) 参加者の自己診断アンケート
- (オ) その他市長が指示する事項

地域型はつらつくらぶ事業業務委託（北5圏域）仕様書

1 実施地区

北5圏域（飯島（JR奥羽本線西側）、飯島字寄進田、下新城、上新城および金足）

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 転倒骨折予防教室
- ウ 軽スポーツ教室
- エ 教養講座
- オ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

実施回数および実施時間の標準は以下のとおりとする。ただし、4(2)業務の実施にあたり効果的と認められる場合はこの限りではない。

- ア 教室は、契約期間内におおむね3か月間で月2回・全6回を1クールとし、2クール実施すること。ただし、2つのクールの実施期間は重複しないよう努めること。
- イ 1回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間（おおむね90分程度）とすること。
- ウ 教室を開催する曜日又は日付、ならびに開催時間はできる限り同じくすること。

4 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

1の実施地区内の公民館など地域の拠点となる施設等を活用すること。

(2) 業務の実施

- ア 1の実施地区の地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと積極的に連携し、事業の周知や教室終了後も介護予防活動を継続できるよう

参加者の支援等を行うこと。

イ 教室の実施中、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）を活用して目標を立てたり、介護予防に関する講話を実施したりすること。

ウ 「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、各回の、教室実施時間のうち、半分以上は運動に取り組むこと。

エ 教室の実施内容について、参加者のニーズを取り入れるなど、自発的に取り組めるようにすること。また、自宅で実施可能な運動を指導するなど、継続して介護予防に取り組めるようにすること。

オ 運動等の実践時には、参加者の様子を見ながら教室の運動強度を調整するとともに、参加者の健康状態や安全に配慮した適切な指導や助言を行うこと。

カ 参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身体状況等の特記事項を記録すること。

キ 教室実施の初回と最終回の前の回に、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）に記載の内容に沿った体力測定を行うとともに、最終回にその結果について参加者へ通知と振り返りを行い、介護予防活動の継続につなげること。
加えて、最終回に、参加者の自己診断アンケートを実施すること。

ク 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。

(3) 参加者の募集および決定

ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。

イ 前号に定める募集の人数は、おおむね20人を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。

ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。

エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、委託期間の末日までに市長に提出すること。

(ア) 本業務の実施状況に関する事項

(イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項

(ウ) 委託経費の収支状況等

(エ) 参加者の自己診断アンケート

(オ) その他市長が指示する事項

(ア)